

## 専門部会委員のご意見

テーマ	項目	ご意見(武藤委員)	テーマ	項目	ご意見(加藤委員)
「1」都 市 型 施 設 養 護 の あり 方	(1)専門機能強化型施設	現在、児童養護施設等には虐待を受けて入所する児童やさまざまな精神的かつ発達上諸問題を抱えて入所する児童が多く、この専門機能強化型施設は必須の制度である。 今後児童や家族の抱える問題の変化や入所児童の変化に伴い、この制度の充実や要綱変更等も生じる可能性もある。少なくとも5年に一度はこの制度の成果等検証するとともに改善課題を抽出し、制度の改善等も行っていくことが必要がある。	「1」都 市 型 施 設 養 護 の あり 方	(1)専門機能強化型施設	◆専門職の役割 ・施設によって専門職としての働き方がまちまち ・(施設独自の働き方や利用があることは然るべきだが)、都として、専門職の実践モデル、専門職チームのあり方モデルを示すことが必要 ・子供達は措置先を選べないので、一定レベルを担保することが必要
	(2)施設の小規模化			(2)施設の小規模化	複数のレベルでの外部からの支援、外からの目を入れる工夫が必要
	(3)都市型乳児院のあり方			(3)都市型乳児院のあり方	
	(4)施設偏在の課題			(4)施設偏在の課題	
	(5)人材の確保・育成・定着			(5)人材の確保・育成・定着	◆定着の課題(心理職) ①この仕事の魅力を伝えることや施設の枠を超えたサポート体制が必要(臨床心理士会などと連携。成功事例として、スクールカウンセラー制度がある) ②処遇の改善  ◆養成の課題と臨床現場としての難しさへの対応(心理職) ①施設においては、コミュニティアプローチ型の心理臨床の働き方が求められるが、臨床心理士養成校においてほとんど教えられていない。 ②臨床心理士会や東社協と連携して、基礎的な研修から、継続サポート、職能団体の形成などをより積極的に行っていくべき (学会でシンポジウム、臨床心理士会主催(都共催など)の研修を実施)
	(6)都道府県推進計画	全国的にみると地方(とくに過疎地)と都市部では、社会的養護分野も保育分野も制度設計など全く違ってくる。とくに東京は一時保護所も満員、児童養護施設や乳児院等もほぼ満員状況で、直ちに保護が必要な児童が優先化されての保護となっている実態もあり、児童の健全な育ちを十分に保障出来ていない児童が潜在的には多く存在している。抜本的かつ全体的な見直しや制度設計が必要である。 とくに、児童養護施設等の受け皿を増やす計画を地域小規模児童養護施設(定員外の施設分園型)で増やす計画を立て実施する必要があるが、国が原則一施設2か所までとなっており、この制限を都市部においては撤廃するよう国への強い働きかけが必要である。		(6)都道府県推進計画	◆職員養成全体について ①被措置児童等虐待の事案からも、研修については、施設内の研修だけでなく、施設外の研修を受けることが必要 ②研修体制の整備と実施について半ば義務として行われる必要  ◆被措置児童等虐待について ①被措置児童等虐待の事案から、施設ケアの改善を検討することができる。そこから見えてきているのは、組織の課題。 ②外からの目を入れ、支援を提供する工夫がやはり必要。複数のレベルでの外部からの支援、外からの目を入れる工夫が必要。 (施設に採用された専門職でなく、委託職員が月に1度、各月に一度(あるいは都が採用した高度の専門性を持つ委託職員が複数の施設を担当して)などの頻度で、職員の支援(研修、ケースの相談、権利擁護意識の向上)に巡回するなど)
	(7)その他			(7)その他	